

下 教 政 第 3 0 6 号  
令和3年(2021年)9月2日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 香 川 昌 則 様  
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

行政監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年(2021年)年3月31日付け監査報告第6号により提出のありました行政監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

下関市教育委員会教育部学校教育課

(桜山小学校、本村小学校、角倉小学校、小月小学校、安岡小学校)

### 【意見】

- (1) 在庫の確認にあたって、確認した事実を記録していない事例が見受けられた。必要と思われる事項（確認日、確認者、現品の数量等）を記録し、応急物資の適正な管理につなげられたい。

### [措置状況]

- (1) 各小学校における応急物資については、いただいたご意見を踏まえ、安岡小学校にあっては令和2年4月から防災危機管理課において調達から在庫管理（確認日、確認者、現品の数量等の記録）まで一括して管理していることを確認し、その他の小学校にあっては令和3年4月から、防災危機管理課において一括管理することを確認し、適正な管理と管理責任の所在を明確にいたしました。

なお、桜山小学校、本村小学校及び角倉小学校にあっては、備蓄していた毛布等を令和3年5月に防災危機管理課が回収し、管理する応急物資がなくなったことを確認いたしました。

以上